

有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅について

1 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅とは

高齢者向け住宅として、適正な運営により、住まいの選択肢を提供し、高齢者の安全、安心な日常生活に寄与するもの。都道府県知事の指導・監督の対象となる。

(1) 有料老人ホーム

- ・ 老人福祉法に定める、老人を入居させ、次のいずれかのサービス（複数可）を提供している施設。事業開始前に県への届出が必要となる。

・ 入浴、排せつ若しくは食事の介護	・ 食事の提供
・ 洗濯、掃除等の家事	・ 健康管理

- ・ 設置及び運営に関しては、「茨城県有料老人ホーム設置運営指導指針」に定める指導基準が適用され、違反した場合、老人福祉法に定める指導対象となる。
- ・ 社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）により、今後、中重度の要介護者など、特に入居者保護の必要性が高い方を入居対象とするホーム（現存施設の大半）について、入居者保護の観点から、登録制（更新制）が導入される。

（参考：厚生労働省「有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会（第8回）」 資料2 社会福祉法等の一部を改正する法律の概要）

(2) サービス付き高齢者向け住宅

- ・ 高齢者の居住の安定確保を図る観点から、質の高い高齢者向け住宅の供給の促進を目的とし、平成23年10月の高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）の改正で登録が制度化された施設。有資格者等による状況把握サービス及び生活相談サービスの提供が必須。
- ・ サービス付き高齢者向け住宅が有料老人ホームに該当するサービスを提供する場合、有料老人ホームとして老人福祉法の指導対象となる。（有料老人ホームとしての届出は不要）。

2 運営上の注意点について

「ホーム（住宅）」と「介護保険事業所」はそれぞれ独立した事業所であり、職員の勤務時間、及び提供するサービスは明確に区分する必要があること、介護保険サービスを利用する入居者について、特定の事業所のサービス提供に限定・誘導することや、希望する介護保険サービスの利用を妨げることは不適切であることに注意する。

(1) 職員の適切な配置について

- ・ 入居者の人数や要介護度、提供するサービスに応じた職員を配置する。
- ・ 介護保険事業所と兼務する職員については、勤務時間を明確に分ける。

(2) サービスの提供について

- ・ 提供するサービスは契約書に明記し、重要事項説明書により入居者に説明する。
- ・ 住宅として提供するサービスと介護保険サービスとして提供するサービスを明確に分ける。
- ・ 入居者へ住宅の運営事業者以外のサービスを自由に選択することができることを説明する。

(3) 事故報告書の提出について

- ・ 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅内において発生した事故については、「事故報告書」を県へ提出する。【提出先：茨城県福祉部長寿福祉課 介護基盤整備担当】

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/shisetsu/yuryou/yuryo-sisin-index.html>